

特殊法人等整理合理化計画

(平成13年12月19日閣議決定)

—抄—

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置

(略)

年金資金運用基金	<p>【年金資金管理運用業務】</p> <p>○次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】</p> <p>○平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】</p> <p>○住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p>
	<p>●次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>

(略)

厚生年金基金連合会	<p>○代行部分に対する補助以外の事務費補助を廃止する。</p> <p>【中途脱退者及び解散基金加入者に係る年金給付事業等に係る資金の運用業務】</p> <p>○明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>
	<p>●平成14年度から民間法人化する。</p>
石炭鉱業年金基金	<p>【年金給付事業に係る資金の運用】</p> <p>○明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>
	<p>●平成14年度から民間法人化する。</p>

(略)